

シンポジウム

平和構築と人権

「カンボジア特別法廷の挑戦」

報告書

主催：ヒューマンライツ・ナウ／東京大学「人間の安全保障」プログラム

後援：カンボジア市民フォーラム



www.ngo-hrn.org

特定非営利活動法人

ヒューマンライツ・ナウ

Human Rights Now

シンポジウム平和構築と人権「カンボジア特別法廷の挑戦」

主催 ヒューマンライツ・ナウ／東京大学「人間の安全保障」プログラム

後援 カンボジア市民フォーラム

会場：東京大学駒場キャンパス7号館3階742教室

日時：12月19日（金）18：30

資料1 カンボジア特別法廷とは

資料2 カンボジア特別法廷 組織図

資料（熊岡路矢）「クメール・ルージュ（KR）について」（KRが政権をとれた背景とは）

I 開会挨拶：佐藤安信氏（東京大学教授）

II 基調報告：「カンボジア特別法廷の経過と現状」

野口元郎氏（カンボジア特別法廷上級審判事）

1 2006年7月にカンボジア特別法廷（ECCC）が活動を開始して以降、 現在までの2年半の活動

内部規則の制定

2006年7月の最初の司法官会議の際、内部規則という訴訟手続の細則を決めることを一致して決定した。

ECCCは、基本的にはカンボジアの刑事訴訟法に則って手続を進めるが、それを補足する部分、特別法廷に特殊な部分、カンボジア刑事訴訟法に抜けている部分もしくは国際基準に合致していない部分について、内部規則で手当てをし、それを1つの規則としてまとめて公開することによって、法廷が今後どういう手続で進むかを関係者に明らかにするという目的で行っている。

結局、この内部規則の制定には1年かかり、2007年6月に採択された。

被疑者の立件送致と身柄拘束

内部規則が採択された翌月の2007年7月に、検察官が5名の被疑者を立件送致した。これが今勾留されている、イエンサリ夫妻、キューサンバン、ヌオンチアドックの5名である。

この5名については立件送致後、同年11月までの間に速やかに逮捕勾留されている。設立以来のECCCの活動を遅いとするか、その他の同種の国際刑事裁判所あるいは混合裁判所（hybrid courts）の進捗状況と比べて普通またはむしろ早いと見るかは見解が分かれると思うが、少なくともこの5名の身柄拘束については、旧ユーゴスラヴィア（ICTY）やルワンダ（ICTR）についての特別刑事裁判所等と比べて、非常に速やかに身柄拘束が行われたと評価できる。

また、同年7月にカンボジアの新刑事訴訟法が成立して、即時施行されている。

この5名に対しては、取調べを含む捜査が本格的に開始されたが、同時に5名の

方からは釈放または保釈を求めて勾留に対する異議申立がなされている。これについては、Pre-Trial Chamber（捜査段階の異議申立等処理する裁判部）が順次審議をして、棄却している。

起訴

2008年8月に、ドゥック（セキュリティセンターS21の元所長）に対する捜査が終結したという宣言（Closing Order）を捜査判事が行った。これは通常であれば起訴手続に相当する処分であるが、検察官がこれに対し異議申立をしたことから、その審理がPre-Trial Chamberに係り、12月5日に決定を行った。

この決定が、ドゥックに対する最終起訴内容を確定したものということになる。その時点で、ドゥックの事件はTrial Chamber（一番裁判所）へ送付された。

一番裁判所の発表では、2009年の1月15日・16日の両日、公判前準備手続に相当する手続を行い、2月か3月には第一回公判を開始する予定である。

野口判事の役割

私自身はまだ現地に赴任しておらず、プノンペンとの間の出張を繰り返している。年に2回、1週間ずつ、司法官会議を行い、そこで内部規則の改定を含む重要な決定をしている。また、裁判官が構成する委員会には、司法行政委員会と規則制定委員会の2つがあり、私は司法行政委員会の委員をやっているため、これまで約2か月に1度くらいの割合でプノンペンに出張している。2008年9月の司法官会議以降は、規則制定委員会の委員にもなったので、その関係でも今後出張することになる。

私が担当する2審にはまだ事件が1つも係属していないので、2審の裁判官としての仕事は始まっていない。

2 ECCCの特色

以下の通り、国際刑事法の流れの中でも非常に新しいユニークな試みと評価できる。

カンボジアの国内法廷として設立された

ICTR、ICTY、ICCなどの他の国際刑事裁判所と異なり、カンボジアの主権の一部を構成する司法権を根拠としてカンボジアの国内法廷として設立された裁判所に対して、国連を含む国際社会が支援するという構造になっている。これが最大の特色である。

カンボジア人の裁判官が多数を占める

カンボジア裁判官と国際裁判官の両方が存在する

共同検察官・共同捜査判事

これは、検察官と捜査判事についても同様である。検察官と捜査判事については国連側とカンボジア側から一人ずつ採っており、共同検察官・共同捜査判事という構造をとっている。

捜査判事は、日本における戦前の予審判事に近く、裁判官ではあるが中立的な立場から捜査を主として行う役職である。特別法廷においては、立件送致や公判立会共同検察官が行い、逮捕勾留と捜査の主たる部分については共同捜査判事が行

う役割分担になっている。これは非常に複雑な仕組みであり、かつ意見が合わない場合にはPre-Trial Chamberにかかるということになっており、より一層複雑な仕組みになっている。

被害者の裁判手続への参加

カンボジアの刑事訴訟法ではもともと被害者がCivil Party（民事当事者）として刑事裁判に参加し損害賠償請求もできるという仕組みがあった。

この仕組みをどの程度特別法廷に取り入れられるか検討した結果、内部規則によって、被害者は当事者として参加できるが、損害賠償請求権については道徳的かつ集団的なものに限るという規定を置くことになった。これは、多数の被害者、潜在的には数百万人、極端に言うところカンボジア国民全員が何らかの意味で被害者といえる面があるので、その人たちが大量に訴訟参加をしてそれぞれ金銭賠償を求めると、法廷としてコントロール不能になるだろうと予測されること、また、金銭賠償を認めた場合に、賠償金の原資となるファンドが存在せず、カンボジア政府もそれに見合う予算措置をとっているわけではないことなどを考慮したものである。

3 裁判所の直面する課題

関係者の高齢化

裁判が事件から30年以上経ってから始まることに伴う最も深刻な問題である。被疑者最高齢はイエンサリで83歳、被疑者の平均年齢は70代後半である。このうち数名は体調不良により何度か入院したりしている。また、被害者や証人の多くも高齢化している。

したがって、時間との戦いという面が強くなっており、手続を急ぐべきは明らかしかし、他方で、国際標準に適合した適正手続に則り、かつ被疑者・被告人の人権を尊重した手続を進めるとの要請もあり、簡単にはいかない。

被害者の訴訟参加

被害者参加制度はECCCの特色ではあるが、国際刑事裁判のレベルでは過去に例のない試みである（ICCでも被害者が刑事裁判に参加できる手続が認められているが、かなり限定された態様での参加になっている。また、ICCの手続でもまだ一番に係属している事件で被害者が参加しているものが無く、前例となるものが非常に少ない。）。

したがって、被害者参加制度がどのように現実に機能するかは実際にやってみないと分からない面がある。

これまでに、2000人以上の被害者が、Complainant（告訴人）またはCivil Partyとして申し立てており、今後も増加すると考えられている。現在、ドゥックの第一の事件(Case 1)については、すでに30前後のCivil Partyが認められている。さらに、ドゥックも含む5人を被疑者とするカンボジア全土にまたがる大きな事件（Case 2と呼ばれる）についても、既に相当数のCivil Partyが許可されている。このCivil Partyには、証拠を提出したり、法廷で尋問したり、様々な申立を行う権利、検察官や被告人の申立に対して反論する書面を提出する権利などが広く認められている。既にいくつかのCivil Partyには弁護人が付いて、関係書類を

提出するなどの活動を行っている。

被害者参加は特別法廷の重要な一部ではあるが、これを有意義な形で認めつつ、かつ裁判の速やかな進行を確保し、さらには被告人の様々な権利とのバランスを採るのは容易ではなく、課題である。

言語の問題

クメール語、フランス語、英語の三カ国語を法廷の使用言語としていることから翻訳の手間と時間と費用の問題が生じている。

予算の問題

当初の予算（5600万ドル）が既に底をつきつつある。

そのため、2008年半ばに補正予算案を国連とカンボジア政府合同で作成した。それによると、2010年内に裁判が全部終わるとして、当初の予算を上回る6000万ドル以上が新たに必要であり、主として国際社会からの任意拠出に頼らざるを得ないという現状である。この予算の問題が広く報じられていることから、法廷の先行きに経済的な面から不安を感じる職員が少なくなく、そのためであるかは不明であるが職員の離職率がかなり高い。

レガシー(Legacy)

正義の実現、法の支配の強化、不処罰の文化の撲滅といった刑事裁判の持つコアの機能に加えて、特別法廷がこのカンボジアの司法制度、広くカンボジア国民に対して何を残せるのかという問題がある。

まず、いわゆるキャパシティービルディングと呼ばれる司法関係者の能力の向上、この特別法廷が将来のカンボジア司法のモデル法廷となることが期待されるというモデルコート機能、さらに司法に対する一般の国民の信頼を強化するという面もある。さらには、この裁判が国民和解、融和(reconciliation)といったものについてどのように貢献できるのか、また、裁判を通じて認定された事実が歴史教育その他若い世代に対する教育の面においてどのような機能を持ちうるか等の様々な問題がある。

これらについては裁判所だけで取り扱えるものではなく、いわゆるアウトリーチ(outreach)とよばれる広報活動を通じてNGO等と緊密な連携をとりながら、広く一般国民に情報が行き渡り一般国民が参加できるような形で進めている。

4 最後に

以上、課題山積とも言えるが、ECCCが上手くいっていないとは感じていない。いよいよ一番が始まるという段階になり、広い意味での立ち上げ期が終わり、実際に裁判が始まるタイミングに近づいてきたといえる。

III シンポジウム：「過去の処罰」と「未来の平和」

1 コーディネーター：東澤靖氏（弁護士／ヒューマンライツ・ナウ理事）

2 パネリスト：熊岡路矢氏（カンボジア市民フォーラム／東京大学客員教授）

配布した「クメール・ルージュ（KR）について」というレジュメは、一言でいえば、本来それほど大きな政治的勢力ではなかったクメール・ルージュ（KR）が最終的に政権を獲り虐殺や粛清を行うに至ったのは、冷戦構造の中の国際的背景や、米軍の激しい空爆、KRを支援する地域の大国（中国やタイ）の支援があったことを示すものである。

ECCCは、暴力と impunity（「不処罰」）の文化に終止符を打ち、法の支配へと近づけていく象徴的な意味がある。

ECCCにおいては、KRの国際的背景も浮かび上がらせて欲しい気持ちは強い。しかし、①30年の経過により生き残ったKRの指導者を裁くという枠組みを採用したこと、②1991年のカンボジア和平協定により、カンボジア紛争を国際紛争から国内紛争へと変え、超大国や大国の責任を免罪する過程を経たことの2点において、ECCCは国際的背景を問えない枠組みとなっているのではないかと理解している。

被害者としては、指導者に対してよりも実際に虐殺を行った下手人に強い感情を持ち続けている。しかし実際には、カンボジア農村において家族を殺した側と殺された側が同じ村で生活せざるを得ない状況がある。また、下手人には10台前半～15歳くらいの年少者であった者も多くいるが、彼らは大きく観れば政治体制の被害者でもあると言える。これらの複雑な事情の下ではfull scaleでの裁判をECCCで行うことは不可能であろう。対象者をKRの生き残った指導者と極めて限定することにおいて、象徴的ではあるが、ECCCは暴力と impunity の文化に終止符を打つという役割があるのだと受け止める。

外国人である私たちは誤解しやすいが、1991年の和平協定によってカンボジアに完全な平和がもたらされた訳ではない。1998年にポルポトが死亡し翌年にタモックが投降した1990年代後半まで本当の平和は実感できなかったというカンボジア人は多い。今なお政治体制が変わる可能性がある限り自己の発言に注意しなければならないと思っている人も多く、その意味では完全な平和はまだ来ていない。その意味で、ECCCは平和を作り上げるプロセスとしての役割も持っている。

現在まで20年以上に渡るフンセン政権は、フンセンが未だ若いことから、今後10～20年も継続し得る長期政権である。フンセン政権は、経済面の開発独裁により政治的にも権威主義的な独裁を成し遂げた。政治権力と経済権力が閥閥という形を含めて圧倒的な権力となった結果、フンセン政権の関係者、権力者が農民・貧民等の土地を強制的に収用して外国企業等に売ることも行われている。そのプロセスで紛争が生じた場合、多くの場合、権力者はこれを暴力で抑えており、その暴力が罪に問われることはない。形骸化した司法プロセスに訴えても、勝ち目はまずない。このように現在でもカンボジア国内には impunity の文化がある。ECCCには過去の impunity を止めることで、現在の impunity にも歯止めをかける意味をもっていると考えられる。

1990年代の後半頃でも、KRに対する裁判を厳しくかつ幅広く行くと、再びカ

ンボジアが分裂し内戦になると懼れる声はあった。タイ国境に近いカンボジア西部では投降したKR兵士・関係者が10～20万いる地域もある。またKR時代の直後である1980～81年にカンボジア難民キャンプを訪れた際には、カンボジア人のポルポトに対する恨みの感情の激しさを実感した。報復性の強い裁判を避けるためには一定の時間が必要であったのではないかと。30年は長すぎるとしても、フンセンの権威主義的政権の下、KRの指導者の多くが高齢化し、かなりの人間が死ぬという時間経過があって、初めてECCCが実現した経緯があろう。

3 パネリスト：山本晋平氏（弁護士／ヒューマンライツ・ナウ）

ヒューマンライツ・ナウ（HRN）の活動紹介

HRNは国際人権NGOの日本における先駆けになろうと心意気をもって2006年に立ち上げた。同じ年の7月にECCCが運営を開始し、司法官（裁判官と検察官）が内部規則という法廷運営に関する細則を作ることになったことを受けて、その規則で「被害者参加がどう位置づけられるのか」という問題意識からHRNのKRTチームの活動が始まった。

まず、カンボジアの国内刑事法上に被害者参加制度はある。また、ICTYやICTRなどの国際刑事法廷が被害者から遠かったのではないかとという反省から、国際的に重大な人権侵害を扱う法廷について被害者参加を促す動きがあり、ICCには被害者参加の制度が取り入れられた。そういうことから、国内法的にも国際的基準からもECCCで被害者参加を認めるべきではないかということで、被害者参加を認めるべきだと提言する専門的な意見書を作成した（2006年9月）。その直後に現地へ行き、その報告書を関係者に説明してアドヴォカシー活動を行った。

予想外にも内部規則が採択されるまでに1年程度掛ってしまったが、最終的にはHRNが提言していたCivil Party（被害者が当事者として訴訟手続に参加する制度）や被害者ユニットの導入などが実現された。HRNだけが提言していたわけではないが、欧米ではなく、日本のNGOが提言したことにはECCCでの被害者参加制度の実現に大きな意義があったと考えている。

その後、何度か現地調査へ赴くうちに実際に被疑者が逮捕され、手続きが進む中で、被害者が訴訟手続に参加することに伴って生じる問題が予想されたので、日本での集団訴訟の実務のなかでECCCに役立ちそうな論点を拾い出して再び報告書を作成し、2008年8月に現地に行って関係者と意見交換を行ってきた。詳しくはHRNのニュースレターを参照していただきたい。

問題提起：政治と法、平和と人権

私からは、法と政治、あるいは司法と平和の関係について問題提起したい。なぜなら、それらがある部分では対立したり矛盾したりするのではないと言われることが多いから。たとえば端的にその緊張関係が分かる例として、カンボジアでは1990年代にイエンサリというKR政権の幹部が投降し、内戦の終結にはプラスであったが、それに対してフンセン政権側が恩赦をイエンサリに与えたということ

があった。つまり、紛争を終わらすためには処罰しないほうがいいという政治判断があったわけだが、この政治判断は紛争終結という観点からすればプラスかもしれないが、法の支配の実現あるいは人権保障という観点から評価するとそうではない。それで実際に、ECCCが始まってイエンスリは逮捕・勾留されたが、イエンスリは、Pretrial Chamber に対して過去に恩赦を貰った自分が捕まるのはおかしいと言って異議を申し立てている。

時間がかかったというのもこの緊張関係が関連している。裁判を迅速に進行し法の支配、あるいは人権保障を実現するという観点からは、関係者が生きていて、証拠が収集しやすいKR政権の崩壊直後にやればよかったかもしれないが、それは熊岡氏も言うように社会に混乱を招き難しかっただろう。たとえば、迅速に実行されたイラクのフセイン元大統領に対する裁判はどう評価されるべきか。弁護人が殺害されたりしたが、あの裁判はイラクの平和構築に役立ったのだろうか。「政治的安定が先に来ないと、裁判なんてできないのではないか」「司法なんて後回しにしたほうがいいのではないか」という意見は常に議論されてきた。

HRNとしては、この緊張関係を解きほぐす要素として、被害者参加が大事であると考えている。たとえばECCCが、他のICCやICTY（裁判所所在地はオランダ）と違うのは、カンボジア現地でやっているということ。カンボジア国民は家族を含めめるとほぼ全てと言っていいほどKR政権から被害を受けた、そういう裁判をオランダでやるのではなく現地でやるというのが重要なポイント。不処罰の文化を克服するとか、国民和解を実現するなどECCCには様々な意義があるが、現地でやるのに被害者が参加しなければそうした目標は達成されないのではないかと、ということが問われていると思う。

実務的には被害者参加は非常に大変であるのはたしか。多数の人が参加できるのかという問題や、被害者ユニットのスタッフの追加予算や、検察官と被告人という対立構造に被害者が入った場合の手続きの複雑さなど。しかし、あえて被害者参加が重要なのは、広く大規模な人権侵害が行われたその場での裁判だから。KRの記憶をどうやって社会として受け入れたりするのか、裁判を次のステップに活かしていくかというときに、平和構築（国の再建）につなげていくためには、当事者である被害者をそのプロセスに参加させることが重要である。

この裁判所の意味は何なのだろうか。裁判手続と並行して、カンボジア各地でNGOがフォーラムを開催し、そこで被害者が集まって自分の被害体験を語る場が出来てきている。これはECCCを未来に活かしていくという観点から非常に大きなこと。そういう場で、中国などの大国が関与していたのではないかと、という疑問が提起され、ECCCの手続の中では不問されてしまう問題点についても語り合うことができる。権威主義的な体制、表現の自由が制限されるカンボジアで、被害者が自由に話すことができるという場を作り出すという点にも被害者参加は貢献するのではないかと。

被害者参加を言いだした日本のNGOとして、また、ECCCへの最大の財政的貢献国のお膝元のNGOとして、これからもECCCをモニタリングすると共に

何らかの貢献をしていきたい。

4 パネリスト：野口元郎氏（カンボジア特別裁判所上級審判事）

平和と司法というのは大きな問題で即答はできない。しかし今山本氏が指摘された中で、カンボジアの特別法廷が犯罪地国の首都であるプノンペンにあるというのは、今までの他の国際刑事法廷になかった特徴で注目すべき点だと思う。あえていうなら東京とニュルンベルグの2つは紛争当事国で開廷されたが、これらの裁判所では被害者としてその国の国民が刑事裁判に参加したわけではない。その後のICTY, ICTR, シエラレオネ、東ティモールなどを考えると、例えば東ティモールは被害の起きた場所に設立されたという点でカンボジアに近いといえるが、最重要被疑者の大半がインドネシア人であって、結局そのほとんどは捕まえることが出来なかったという面がある。

被害者参加の前提となっているのは、ECCCがカンボジアの首都であるプノンペンに設立されたということだろうと思う。国連との交渉の歴史をみると、プノンペンで国内法廷として裁判を行うことは国連側が何とか避けようとしたこと。国連はカンボジアの国内司法に疑問があったので、ICTRやICTYなどと同様の国際刑事法廷という形式でやらないと裁判はうまくいかないという見方だった。この基本的な認識の違いが交渉を長引かせた大きな原因の1つであるが、最終的にはカンボジア側が押し切った形でプノンペンでECCCは開廷されることになった。

そういう形でECCCを委ねられた以上、我々ECCCの裁判官としては、現地開廷という裁判形態をどうやってプラスの方向に活かすかを考えなければならないだろう。いろいろな意味で純粋な国際刑事裁判としてやっていたほうが効率はよかったという部分もあるかもしれない。しかし逆に、イニシアチブをカンボジア人に持たせた形でしか得られないメリットもある。そういうメリットをどうやって最大限に活かしていくかということを考えてきた。

たとえば内部規則制定にあたって、被害者参加制度については資金もなく、国連とカンボジアとの合意文書でも一言も触れられていなかったから、ECCCに関するマンデートの中には被害者参加などなかったという見方もあり得た。しかし、我々はそうはしなかった。なぜなら被害者参加を否定すると、山本氏が言うようにプノンペンでやっている現地開廷の最も重要な意味が失われてしまうから。

とは言え、被害者参加をどういう風にカンボジアの国民和解やその他の問題へつなげていくかというのは裁判所のマンデートを超える部分もあるので、国際社会やNGOの力を借りてカンボジア国民が自分で様々な試みをすることも期待したい。

5 ディスカッション：長谷川祐弘氏（法政大学教授）

私からは5つの論点について指摘したうえで問題提起を行いたい。

責任者は誰なのか

ECCCはカンボジアで行われた虐殺の責任者を裁くということだが、責任者とは誰なのか？国際社会や、人権問題に携わっているNGOにとっては、このよう

な重大犯罪を犯した指導者たちが裁判にかけられるべきだということになる。一方で、現地で実際に家族を殺された人々にとっては、現実に殺害行為に係わった人々たちを捕まえて、裁判にかけ刑務所に入れてほしいと思う人が多い。

東ティモールでは重要人物（ビッグフィッシュ）はインドネシアの軍部において、インドネシアに逃亡して、国際刑事裁判から逃れた。しかし3年半で約40件の裁判を行い、100人近く、殺害行為に関わった人を裁いた。インドネシアに逃れた人物を除いてほしいは監獄に入っている。国連の意向を反映して最高刑は20年程度となっている。

武器対等の原則 (Equality of Arms)

私の赴任当時の2002年、東ティモールでは安保理の決定に基づいて検察官側には100名ぐらいのスタッフがいたのに対し、弁護士側は国連ボランティアなど2、3人しかおらず不公平であったが、その是正には2年ぐらいかかってしまった。逆にジャカルタでは、被告人がヴィラント将軍など高官のケースでは象のように大きい弁護団がいたのに対し、検察官はウサギのように小さく、2、3人だったこともあった。こうした不公平な当事者間の構造の問題が発生した場合、ECCCでどうやって解消していくか。

コスト

国連の中で司法分野に関与している人々や、ジュネーブの人権高等弁務官事務所などでは、裁判は完璧に行われるべきであると考えている。ICTYとICTRでは、日本やアメリカも初めは大いに興味を示し支援したが、裁判の進行が大変遅く成果がなかなか現れなかった。カンボジアで今まで3年間で使われたのと同じ金額を、ICTRやICTYでは毎年1年間で使ってしまう。そこで国際刑事裁判などの費用を何とか削減するためにシエラリオネとか東ティモールでは現地で行えるハイブリッドな裁判形態にしたという経緯がある。東ティモールの場合には年間800万ドルくらいで3年程で終わったが、ECCCでもコストの問題は重要であろう。

エクスペクテーション（期待感）

野口判事が言われたように時間との戦いがある。それと同時に、被害者に膨大な期待感を与えてしまうと危険であるのでECCCでも注意が必要。

国連での担当機関の不在

国連にはまだ受け皿が無い。幼児や母親が苦しんでいる場合にどうするかというとユニセフがあり、難民の場合にはUNHCRなど、担当の機関があるが、裁判分野については担当機関がない。一番近いのは国連人権高等弁務官事務所であるが、今ならICCができたので、個人的にはICCがそうした役割を担っていても良いと思う。裁判官の選任や内部規則の制定などについて、そうした担当機関がリーダーシップを発揮していき、方法論を確立するべき。

これらの五つの視点から見て、平和と人権の緊張関係について考慮してみると、まず第1には、裁判の在り方としては、Restorative Justice（ルワンダではガチャチ

ャなど、そして東ティモールでも CAVR のプロセスとして被害者と加害者の関係を回復する仕組み) と Retributive Justice (ICTY や ICTR など、加害者を裁いて罰して刑務所に入れる) の 2 つがあるわけだが、これはどちらが優越しているという単純なものではなく、現地の置かれた状況に基づいて両方を行っていくべきである

そして、第 2 点として真実・正義・和解の 3 つの関係を考察することが重要である。今まで、正義と和解だけについて議論されることが多かった。しかし、私が現地で得た経験からすると、真実を見届ける重要性が非常に高い。たとえば「東京裁判が行われて東条英機元帥以下 10 数名が有罪で処刑されたから、日本としてはそれでジャスティスがなされた。賠償金も払った。それ以上、何かを行う必要はない」という考え方も成り立つ。しかし、被害者は納得していない。なぜかというところ日本の戦後処理には、本当に何が起こったかという真実を認識するプロセスが十分になされたとはいえず、悪いことをしたという認識が加害者から被害者に十分伝わっていないからだと思う。正義と和解だけでなく、真実を加えたその 3 つの関係を考えていかなければいけない。

また、カンボジア虐殺の特殊性への配慮も重要であろう。ルワンダでは部族間そして旧ユーゴでは民族間での対立と憎しみにより殺害行為がなされたが、カンボジアでは同民族内で大虐殺が行われた。このような特殊な事情を考えると、カンボジアにおける平和構築にあたっては、法律的な側面だけでは処理できないのではないかと。心理学や人類学、歴史学などを踏まえて考えるべきで、その暴力の構造はある意味では DV と似ているかもしれない。夫が会社で痛めつけられて、家庭で自分の家族に暴力をふるってしまったというような、そうした暴力が繰り返されるのをどうやって防ぐかを考える場合には、哲学者ヘーゲルの言葉を借りるならば全体像 (totality) を把握することが大事。全ての要素を考慮した上で、暴力の根源と構造を把握したうえで、正義 (justice) のみならず平和 (peace) を確立していくべきだと考える。

6 質疑応答

回答者：野口元郎氏

Q 性犯罪に関する訴因が考慮されるのか？

A ECCC が管轄する犯罪の中に強姦その他ジェンダー関係の犯罪は含まれるので、訴因に取り入れられることはあり得る。現に告訴もなされている。

Q 国際判事の国の数

A 7～8 か国 (HRN 配布資料にある通り)

Q 被告人の人数

A 現在 5 名が立件送致されているが全員起訴されるかは不明、また、追加送致があるかもしれない。

Q 裁判をハーグその他外国で行う場合との違い

A 前述のメリットを ECCC がいかに実現し、また現地で行うことのデメリットをいかに防止できるかが問題

Q Victims Unit の予算

A 予算は現状はかなりある。当初 Victims Unit は存在が予定されておらず当初予算には含まれていなかったが、昨年ドイツ政府が4億円程度これに特化した資金供与を行った。現在の問題は予算よりもむしろ2000人超の申請を処理しきれず未処理申立てが溜まっていること。申請の大半が内容不十分で申請者に訂正を促すのに手間取っている。

Q 被害者へのインタビューの仕方

A 刑事裁判で捜査機関が行う取調べはどこの国でも大きな違いは無い。カンボジアには設置されていないが、南アフリカなどに設置された真実和解委員会等の刑事裁判と別の枠組みが行う事情聴取の場合は犯罪立証を目的としないので別の聴き方をしているかもしれない。

Q 共同検察官、共同捜査判事の意見の食い違いが Pre-Trial Chamber に上がった場合の取り扱い

A 法律的に結論が出るものはそれに従い、そうでない場合には不明。ドゥックの Closing Order では論点が2つあったが法律的に解決可能だった。他方、追加送致を行うべきかの意見の食い違いも Pre-Trial Chamber に上がっているが、こちらは訴追方針という法律的な正しさと別の次元の問題を含むので予想は難しい。
なお、このシステムは条約（ECCCに関するカンボジア政府と国連の協定）に規定があり、内部規則で決めた事項ではない。

Q 事実認定と真実の違い

日本の刑事裁判では、裁判所の認定すべき事実は真実であるという意識が強く刑事裁判の第1の目的は真実発見ということが死守されている。

アメリカ式の対審構造を採用している場合は弁護側との力関係で帰趨が決まる傾向もあり、これまでの国際刑事裁判所は対審構造を採用してきた。ECCCはフランス法的、大陸法的な制度を採用した初めての国際/混合法廷であるからECCCでも捜査判事が行う捜査は客観的かつ真実発見を目的にすると位置付けられているように思う。

Q 若い人へのメッセージ

A ECCCでは直接職員として参加しているのは私だけで、日本政府は30億円近く予算負担しているものの、人的貢献はまだまだ足りない。若い人はインターンやNGOに参加して現地に行くことを検討してはどうか。ルワンダに関する国際法廷へのヨーロッパ（人）の関与がアフリカとヨーロッパの間の歴史的な関係に支えられているのと同様、日本がアジアのカンボジアの裁判に参加することはそれなりの歴史的な重みに支えられたものと感じる。

回答者：熊岡路矢氏

Q 超大国、大国（アメリカ、中国）の責任

A これらの国々の責任は問われるべきである、しかし、国家・政府の責任、特に国連安保理常任国であるような国々の責任を追及する裁判は、国連の関与する形では、難しいのではないか。実際行われているように、民衆法廷という形でな

ら可能であるし、明快なメッセージを出せる。また研究者、報道人などによる共同調査・分析のような形で、これを行えるのではないか。

ECCCに対する希望でいえば、背景としての国際社会の責任も明らかにして欲しいとは思ふ。しかし、そういう方向で行くのか、それが可能かは不明。

Q 直接の下手人の責任

A 直接の下手人の責任を追及する場合、立証の問題、ある種の時効の問題をふくめ、事件後数年以内でないといけない。KR時代の下手人すべての罪を問うのは、裁判を支える条件の現実化という物理的な意味でも不可能。30年後に行うなら指導者を象徴的に裁く以外のことはできにくい。

回答者：山本晋平氏

Q アメリカ等の責任

A 国際的な合意に基づき対象範囲を定め、その範囲内で裁判をする以上、範囲を定める段階で政治的に不問に付す事実が決定されるのが国際政治の常。それを問いつける試みは国際政治の枠組みでは難しく、民衆法廷などの形で市民レベルで継続していかざるを得ない。例えば、東京裁判で原爆投下が国際人道法違反だとして個人の罪を追及することは理論的には可能であるが国際政治の中では不可能な試み。ECCCも同様に対象範囲が限定される取組であるが、これに意味がないわけではない。解決できる部分は解決し、そこで問われなかった部分を意識して問うていく取組が必要。

ECCCでは下手人についても問われる範囲が限られていることも同様の側面があるが、ECCCが出す判決で認定された事実や法廷の外の取組みでの様々な語りを受けて、カンボジアの歴史の中でこの問題がどう位置付けられるか、その評価についての議論が進む部分があると思う。それを受けて、ECCCで問われなかった部分をカンボジア市民がどうするのか。それはECCC後に残る問題。

現時点ではカンボジア国内の司法は政治からも独立しておらず十分には機能していないが、曲がりなりにもECCCをやり遂げて裁判がどのように機能するかを実体験した法律家や市民が、ECCCがしなかったことをどうしていくか。被害者参加にも限界はあるがそれを見極めたうえで、その後にはできることがあるならばHRNとして今後もフォローしたい。

Q 若い人へのメッセージ

A ECCCの抱える課題について考え、カンボジアの人と対話する中で、学ぶことも多いが、その中で感じるのは、日本発のNGOとして何ができるのか、ということ。ECCCにおいても、欧米人には完全な裁判はハーグでという感覚があり、現地のカンボジア人の意識とギャップがあることは実体験として感じるが、そこを埋めながらの共同作業に、日本人が入ることで役立つ部分は必ずある。

NGOを経由して国際機関で働く道もあり、その際も日本発の視点を持ち続けながら、国際機関へということも考えてほしい。

回答者：長谷川祐弘氏

Q 我々には何ができるか？

A 2009年の2～3月、国連事務局からリクルートメントミッションが来る。国連事務局に日本政府は1200～1300億円出しているが、任官3000人中日本人は約20人しかいない。リクルートメントミッションに来た担当者にインタビューする等すれば国連事務局に日本人を増やすことができる。

IV 閉会挨拶：佐藤安信氏（東京大学教授）

基本的問題として、誰の正義かを考える必要がある。法制度の3層構造、すなわち国際法と国内法のせめぎ合いだけでなく、一番深いところにあるローカルな固有法・慣習法からの正義を理解しないことには、植民地主義と同じ性格を持ってしまおうし、あるいはアメリカ的な自己中心的な押し付けとなってしまう。ECCCからも、いかにしてジェノサイドを起こさない教訓を学ぶかを考えることが、対テロ戦争という形で異質なものを排除する新しいジェノサイドを予感させる現在においては重要である。日本人が国際機関で働くことを勧めるのも、我々自身が現地から学び日本がより開かれるためであって、途上国に何かを教えてやるためではない。